農業経営をサポートする

収入保険をご紹介します!

- 収入保険は、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、 下回った額の9割を上限に補てんするのが基本のタイプです。
- 令和2年からは、これに加えて、補償の下限を選択することにより、 保険料を安くして加入できるタイプができました。

基本のタイプ

例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、

保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、 最大810万円の補てんが受けられます。

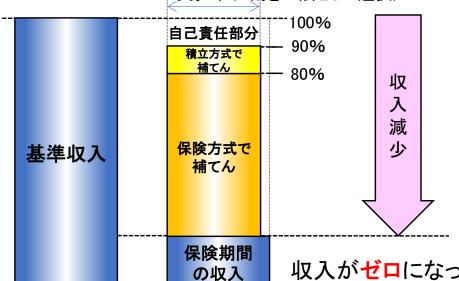
このタイプは、保険期間の収入がゼロになったときは、

810万円(積立金90万円、保険金720万円)**の補てん**が受けられます。

- ※ 保険料は、令和5年1月からの保険料率を適用した額。
- ※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。
 - ・ インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き (インターネット申請のみ利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約の み利用する場合:新規・継続加入者ともに1,000円引き)

< 基本のタイプの補てん方式>

支払率(9割を上限として選択)



補償の下限を設定した 掛金の安いタイプは 次のページへ!

収入がゼロになっても補てん

基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定 (注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

- 保険料の50%、積立金の75%は国庫補助があります。 (積立方式の補てんは、最大、農業者の積立金の3倍の額を国から補助して支払)
- 被害がなければ、原則、翌年の積立金の**支払は必要ありません**。

補償の下限を選択することで、保険料を安くできるタイプをご案内します。

補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

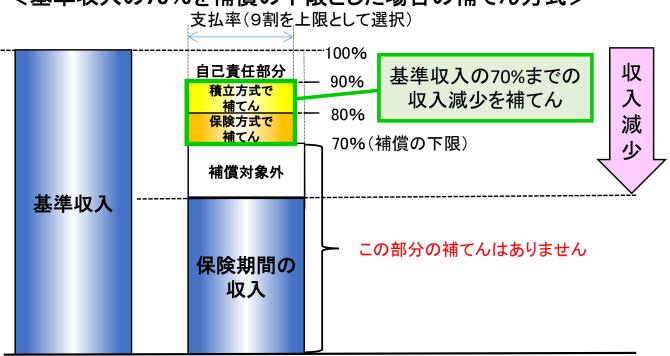
- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、 **基準収入の70%までの額の9割を上限**に補てんを受ける タイプです。
- 例えば、基準収入が1,000万円の方の場合、 保険料4.7万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、 保険期間の収入が700万円になったときは、最大180万円 (積立金90万円、保険金90万円)の補てんが受けられます。 ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。

▲ 保険料は、基本タイプに比べて約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ	8.5万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.7万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

- ※ 保険料は、令和5年1月からの保険料率を適用した額。
- ※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。
 - ・ インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き (インターネット申請のみ利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約の み利用する場合:新規・継続加入者ともに1,000円引き)

<基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定 (注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

基準収入の60%を補償の下限として選択した場合

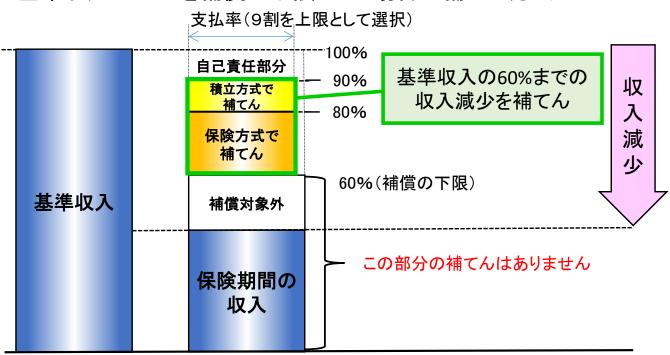
- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、 **基準収入の60%までの額の9割を上限**に補てんを受ける タイプです。
- 例えば、基準収入が1,000万円の方の場合、 保険料6.7万円、積立金22.5万円、付加保険料2.1万円で、 保険期間の収入が600万円になったときは最大270万円 (積立金90万円、保険金180万円)の補てんが受けられます。 ただし、600万円を下回った分の補てんはありません。

▲ 保険料は、基本タイプに比べて約2割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ	8.5万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限60%	6.7万円	22.5万円	2.1万円	最大270万円

- ※ 保険料は、令和5年1月からの保険料率を適用した額。
- ※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。
 - ・ インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き (インターネット申請のみ利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約の み利用する場合:新規・継続加入者ともに1,000円引き)

<基準収入の60%を補償の下限とした場合の補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定 (注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

基準収入の50%を補償の下限として選択した場合

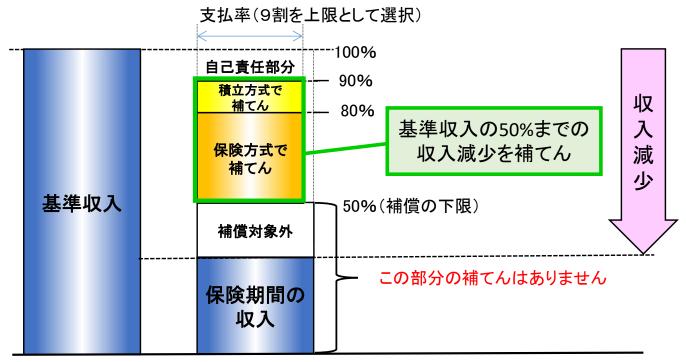
- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、 **基準収入の50%までの額の9割を上限**に補てんを受ける タイプです。
- 例えば、基準収入が1,000万円の方の場合、 保険料7.6万円、積立金22.5万円、付加保険料2.2万円で、 保険期間の収入が500万円になったときは最大360万円 (積立金90万円、保険金270万円)の補てんが受けられます。 ただし、500万円を下回った分の補てんはありません。

▲ 保険料は、基本タイプに比べて約1割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ	8.5万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限50%	7.6万円	22.5万円	2.2万円	最大360万円

- ※ 保険料は、令和5年1月からの保険料率を適用した額。
- ※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。
 - ・ インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き (インターネット申請のみ利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約の み利用する場合:新規・継続加入者ともに1,000円引き)

<基準収入の50%を補償の下限とした場合の補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定 (注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

基準収入の試算、補償の下限を選択した場合などの掛金や補填金の試算は NOSAI全国連のHPに掲載されているツールを活用して行うことができます。

NOSAI全国連HP: http://nosai-zenkokuren.or.jp/t-insurance.html#taiken

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、 又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。

